

第 20 回市民会議における全体会での意見交換の内容

(テーマ : 大項目ごとに、「何のために挙がっているか」(理由)について) (資料№3 をタタキ台として意見交換した内容)

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
市民参加・参画	1	・ 「～しなければならない」というような考え方ではなく、行政は市民の信託を受けてやっているのだから、「当然市民の意見を聴くという仕組みをつくる必要がある」ということを書く必要がある。	1	・ 「権利を有し」という部分について、当たり前のことだという意見が他班からあったことについて、その上に「参画することが基本である」とあるが、「なぜ基本なのか」、「どういう権利を有しているのか」ということを具体的に説明してやらないと真意が伝わらないのではないか。そう考えると、誠に当たり前のことではあるが、「なぜ必要」、「なぜ権利があるのか」ということまで踏み込んで説明したほうがよいのではないか、というふうに思う。
	2	・ 横文字が多すぎる。例えば、パブリックコメント、ユニバーサルデザイン、わかるような、わからないような。コミュニティもそうだが、幅広くてどこまでを日本語に訳して、どこまでを理解すればいいのかわからない。できるだけ横文字、カナ文字を少なくして、市民にわかりやすい条例にしていきたい。 ・ ましてや、市民が参加・参画するということは、内容が易しくてわかりやすくないと、参加もできなければ応援もできない、ということになるのではないかと。 ・ 「まず考える、声を挙げる、参加する、できれば行動する」ということを基本にもっていけば、市民の参加・参画というのは、極端な制度化されなくても、良い方向へ行くのではないかと。		・ 他にも当たり前のことが書いてある部分もあるが、「当たり前のことをあらためて条例に書くのか書かないのか」というのは、その案件ごとに考える必要があるのではないかと。例えば、「個人情報」のところは、まさにそれに当たるわけだが、とりあえず 1 項目目では、「誰にもわかりやすく」という基本に立てば、書いておいたほうがよいのではないかと、という意見である。
	3	・ まず現状をみれば、「参加・参画」が非常に弱い。だからこそ、高める工夫をしたい。したいから条例の中で取り上げてほしい。そういう思いである。それがあってはじめて、「協働」や諸々の社会的な活動ができる。		
	4	・ これが大原則だと思っており、ここの必要性は感じている。		
	5	・ 特に意見なし		
	6	・ 基本原則の 2 つは、6 班でも提起したものであるもので異論はないが、理由の中で「権利を有しており」というのが 2 行目にあるが、これは当たり前のことなので、特に持ち込む必要があるのか、という疑問の声があった。 ・ 「市民にはわかりにくく」という言葉が単純に書かれすぎていて、「理解されていない」など、言葉使いを考えたほうがよい。		
住民投票制度 ↓	1	・ 「結果について市長も市民も議会も尊重する」という精神が抜けている。文言整理はまた別だが、この精神を書く必要がある。	3	・ 住民投票条例については、班によっては消極的な意見もあったが、もう一度お聴きしたい。私ども 3 班は、先ほど申し上げたように、間接民主主義というのは、100%白紙委任ではない。だから、住民が判断するというのが制度としてなければいけない。判断するのは、何もかも判断するのではなくて、そのルールをつくれればよい、ということである。だから、金がかかるからないほうがよいとか、そういう論理はちょっといかがなものか。その辺についてお考えをお聴きしたい。
	2	・ 「民主主義が云々」と書いてあるが、住民投票制度を常設化して初めて、いろいろな面ですぐ市民の意見の結果が出るのではないかと。これについては、当然、市をはじめ市議会から尊重してもらわなければ意味がない。 ・ 2 班としては、特にこの項目に時間を割いていろいろ検討してみた。いずれにしても、市民が緊張をもって臨まなければ、何事も良い方向に行かないのではないかと。できれば、住民投票制度は常設化していただきたい。このような方向で進みたい。		

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
↓ 住民投票制度 ↓	3	・ 法律的に言えばこうなのであろうが、市民の気持ちとしては、議員に対して白紙委任したわけではないので、重要な案件は市民が判断する権利があるのではないかと、そのところが基本であり、その気持ちを表現してほしい。	(4)	(事務局) ・ 4 班は、「必要ではない」ということではなくて、「自治基本条例に盛り込むものとしては重要視していない」というようなニュアンスであった。
	4	・ 住民投票制度については、もともと 4 班ではそれほど重要視をしていない。制度そのものを重要視していないのではなくて、これを条例の中に含めることについては、あまり必要というふうな考えではないということやってきた。それ以外の 5 つの大項目については、全部これは必要なんだという立場から話し合いを行ってきた。	6	・ ちょっとしたことですぐ住民投票にかけるというのでは、1 回やるだけでもかなり費用がかかることでもある。「やる場合には慎重論に」ということである。 ・ 短い期間にすぐ住民投票をやって決めてしまうというのでは、住民全部の意識が高まる前に、とかく結論を急いで、すぐ住民投票をやって、すぐ決してしまうようなやり方である。住民は、議会と違って意思決定するのに時間がかかるものであり、費用ばかりではなく時間的な面を考えて、かなり慎重に事を運んでいかないとまずいのではないかと。そういうことを含めての考えである。 ・ 「白紙委任したわけではない」という 3 班から拳がった意見については、大変そのとおりだと拍手したい意見である。 ・ 「常設化して」という 2 班から拳がった意見については、常設してあったからといって、ではしょっちゅうやるかという問題ではなくて、それをやる場合には、十分に時間をかけたり、慎重に取り組まなければならない。ただどうしても、議会に一任したわけではないのだから、最後の伝家の宝刀を抜き放つときは、それはもうすごい場面なんだということを市民もそれぞれ認識して取り組めば、それなりの素晴らしい効果を発揮するのではないかと。これは私の個人的な考えが少し含まれているが、そんなところである。
	5	・ この書き方は、どちらかというと行政サイドに立った書き方ではないか。住民側から、自分たちの、その他の住民がどのような考え方をしているのか、ということや、方向性を定められる、そういう機会が必要ではないか。そういう視点が盛り込まれるべきではないか。		
	6	・ 6 班としては、割に慎重論が多かった。簡単に住民投票をしても、費用がかかるばかりで、絶えずしょっちゅうやるようなことでは具合が悪い。市民の利害がはっきりするようなものとか、大きなテーマでないと、やたらにやってはいかがかと、ということがあり、「設けなければならない」を「設けることができる」くらいのやんわりした表現のほうがよいのではないかと、というのが 6 班で大勢を占めた考えである。		
			3	・ 今の 6 班のお答えは、「住民投票条例そのものはあってもよい」という考えでよいかと。中身については、当然いろいろ議論されるべき問題であるので、ここでは「自治基本条例の中に、住民投票条例をつくらなければならない、とうたうかどうか」ということだけを今議論している。だからおっしゃるとおり、そんなに頻繁にやったら問題であり、あとは条例の中身の問題になる。ということよろしいかと。
			6	・ 了解

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
↓ 住民投票制度			2	・ まず、「直接請求」という制度が国の法律にもあるわけであるが、しかし、事を急ぐ場合もあるかと思う。常設だからといって邪魔になるわけでもないし、且つ、常設型の住民投票条例があるからといって、何でもかんでも住民投票をやろうというわけではない。その辺はご理解をいただきたい。 ・ もし、常設型の住民投票条例がない場合には、地方自治法の第 74 条にあるが、50 分の 1 の市民の署名をもって、市長に住民投票条例をつくってほしいという要求はできるわけである。しかし、それは一つひとつの目的別に、それぞれ手続をしなければならないという、すごく時間と労力がかかるものだと思う。 ・ 専門家ではないのでその程度しか言えないが、それであれば、常設してあれば、例えば緊急な、原発みたいなのは上越市にどうですか、という問題が浮上したときに、皆さんどうしますか、ということには利用できると思う。 ・ 今後、いろいろ大きな、それこそ上越市でも手の合わないようなショッピングセンターが来るかもしれない、またあるいは、公害の出るような火力発電が起きるかもしれない。将来のいろいろなことはあると思う。さらに何十年も先ということになれば、道州制などの大きな話もあるわけであるが、そういうときに、いちいち目的別に署名運動を起こして直接請求をして、しかしそれでも、必ずしも市長が好意的でない場合もあるわけであり、むろん議会だって、可決をする場合もあるし、否決だってある。むろん常設があるからといって、全ての投票が議会にかかるわけであり、議会がダメと言えればそれまでである。これらのことも踏まえたうえで、やはり幅広く市民皆さんの賛同を得られるような、常設型な市民本位の住民投票条例にしたいと望んでいるわけである。
			4	・ 4 班は、「住民投票制度そのものは活用しなければならない」というのと、「その結果については尊重すべきだ」ということでは話はしていたが、その制度（条例）を「常設すべきかどうか」ということについては、どちらかといえば消極的な考えであり、先ほどのお金の話とは全然違うわけであるが、実際には、今もう既に、先ほど 2 班が説明されたように、「制度そのものはないわけではない」ので、それは「必要に応じて積極的に運用、活用すればよい」のではないかと。「それらを尊重していく必要がある」ということを、項目としては載せていけばよいのではないかと。 ・ 本当に常設をしなければならないのかどうか、そこら辺をもう少し各班からご意見をいただきたい。
			5	・ 5 班は、この「住民投票制度」については、方向性としては、常設型というところまで踏み込んで書くということは、意見としては出ていなかった。住民投票は「権利、ツールとしての活用」ができるようにしておいてほしい。しかも、「住民の発議によってできるように」ということで、方向性は載せて、使い方、ルールについては、住民投票条例というものを具体的につくられると思うので、そこに思いを受け継ぐということで行ったらどうか、というのが班としての意見である。
			1	・ 「民主主義の一つの方法」として、「意思表示の一つの方法」として、道は開いておく必要はある。だから条例に書き込む必要はある、というのが 1 班の考えである。

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
情 報	1	・ 「市民参加・参画」と近接しているが、市民から信託を受けたという行政の立場からいうと、行政が何をしようとしているのか、それをどういうふうに行ったのか、結果はどうだったのか、という報告の義務があるのは当然で、これを情報として市民に開示する。 ・ 市民が何を考えているか、市民の意向を把握する仕組みをつくる必要がある。		
	2	・ 市民、市議会、市の三者であるが、市民には個人としての市民と、企業などの団体市民とがあり、それを分ける場合は四者による情報の共有ということになる。		
	3	・ 市民が日常感じていることで、「情報の公開が不十分である」という気持ちからきている。不十分な状態を良くするにはどうしたらよいか、というところが一つのポイントである。 ・ 班内でも何人かから指摘があったが、市民側にも相当責任があるのではないか。そういう意味では、市民の責任はきちんとしていく必要があるのではないか。		
	4	・ 市民参加が十分役割を果たすためには、情報というのが必要である。情報の共有化のためにも、公開性とか提供の問題、それらをきちんとしていく必要がある。		
	5	・ 市民が保有する情報はどうなるのか。「市民の個人情報保護」という言葉が、どこまでの範囲を示しているのだろうか、というところで、5 班としては捉え方が難しいという見方になった。規制はできないし、どちらかというと「節度を持って取り扱ってほしい」というような思いが必要ではないか。 ・ 逆に言うと、「市民が情報を積極的に提供する」という考え方も必要ではないか。特に、安全・安心、ゴミなどの迷惑に対する対応などの情報は積極的に上げていって、その得られた情報をいかに活用していくか、ということの仕組みというものも必要ではないか。		
	6	・ 特に意見なし		
市民の権利、役割 ↓	1	・ 従来、市民は行政に全て任せてしまえばなしで、結果についてもチェックをしていない。ということからいうと、どのようにして出来上がったのかという結果のチェックも含めてこれは市民の役割である。そのことについては、市民が平等に発言できることが保障される必要がある。 ・ 「市と互いに協働していくべき」ではなく、協働する必要が今出てきている。任せっぱなしではいけないということをここで書きたい。		
	2	・ これはあくまでも積極的に「自分の発言したことには責任を持つ」ということを守れば、全てうまくいくのではないか。 ・ あらためて書いたが、「考える、声を上げる、参加する、できれば行動する（できるだけ行動する、どちらでもよい）」そういうふうにとまとめた。		
	3	・ タタキ台の内容で結構である。特段コメントすることはない。		
	4	・ 他の班と少し違うかもしれないのは、主体は市民だけではなくて、市も議会も含めて「三者とも主体である」ということを原則としているので、そういう面では、市民と議会と市の役割や責務、そういうことについては載ってくるのは当然だと考えているし、ここに書いてあることが間違っているとは思っていない。		

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
↓ 市民の権利、役割	5	・ 「責任を持った発言と行動」ということで、5 班では以前から「匿名性」というのはダメだよと、評論家だけではダメだよということ、「自主性を持った役割というものが必要になってくる」ということが挙げた。		
6	・ 個別内容の 2 つ目「発言と行動に責任を持たなければならない」は、ちょっと強すぎる。しかし、道徳的にこういうことも挙げておいてよいかなとも思う。大事なことはある。			
コミュニティ ↓	1	・ 自治基本条例の中で「コミュニティとはどういう位置付けを持つのか」、「ここでコミュニティの何を言いたいのか」がわかりにくい。コミュニティにはいろんな形態のコミュニティがある。「条例の中にコミュニティというものは必要なのか」という議論があり、次回の宿題にした。	5	・ 「コミュニティの再構築」という言葉が出たが、「コミュニティのベースは何か」とか、やはり「定義付け」というのは必要だと思っているが、他の班は、コミュニティの言葉なり、定義、範囲について、どういうふうな、この条文についての扱いをしていったらいいかをお考えなのか、ご意見をいただきたい。
	2	・ 横文字で、解釈にあるいは限定性に幅が広すぎて、我々にはわからない点もあるが、いずれにしても、昔から言われているように「向こう三軒両隣」を一つの単位として、これを基準にしていけば、どんな集まりが出来てきてもコミュニティになるのではないかと、という定義付けをしてみた。	3	・ 3 班の中では、コミュニティはだいが議論してきた。今この場で意見調整をしたわけではないが、議論してきた内容を申し上げれば、コミュニティというのは、単純にどこかの段階ではなくて、「多層」になっていると考えている。現在、例えば一般的に認知されているコミュニティは町内会しかないが、しかしそうではないのではないかと。もう少し、これからの地域社会を考えたときに、「多層的にコミュニティをつくっていく必要がある」のではないかと、考えている。 ・ 先日の「上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会」でも、ある先生が、「多層型のコミュニティが叫ばれている時代だ」というふうにおっしゃった。これからの上越市の発展を考えると、「多層型のコミュニティを構築していくべき」だと、そういう議論を今までやってきた。
	3	・ 非常に重要と考えている。現在コミュニティが崩壊しているんな社会現象が起きている。これからの社会のため、安心・安全、高齢化社会、こういうことを考えたときに、コミュニティの再構築が非常に重要である。だからこそ、この問題を取り上げて、どうやってコミュニティを再構築するのかということまで繋げていってほしい、そういう思いである。		
	4	・ コミュニティは、「市民」の中の一つと捉えている。そういう面からは、だいが盛り込んだであると思っている。		
	5	・ どういう定義付けができるのかが明確になっていない。そういったところは一回決めていく必要があるのではないかと。 ・ どういう単位であれ、コミュニティが元気に活動できるような仕組みというものを目指していく必要があるのではないかと。	4	・ 4 班は、コミュニティということが、ここでは「地域コミュニティ」のことが主に書かれていると思うし、皆さんの話を聴いているとそういうふうに言われているように思っているが、我々のところでは、最初の段階でコミュニティの定義をやったときには、既に「地域コミュニティに限らない、捉われない」ということで、要するに「目的を持って集まった集団をコミュニティというふうに考えましょう」ということを前提に話している。そこら辺が他の班とは違うのかもしれないと思いながらいるが、これに同調してくださる班があればよいと思うが、いかがか。
	6	・ コミュニティの定義をいちいち条例の中で初めて定義をして、それからそういうものを活かすために取り掛かるというのでは、ちょっと弱いのではないかと。タタキ台の左側の 2 つ目の言葉はどうなのかなというものがある。 ・ タタキ台の右側の「かつて絆で結ばれていた地域社会が崩れつつあり、コミュニティの必要性を再認識すべきである」や、「コミュニティについて、従来からの良い部分は守り伝え、良くない部分については改善を図るなど、時代に合ったあり方を目指していくべき」など、このあたりは 6 班からも前に出ていた意見である。 ・ それらと、左の 3 つ目の「市民、市及び市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない」の、この 3 つくらいのことをうまくまとめたらいのではないかと。	1	・ 今の 4 班の意見のとおりである。先ほどの「多層」という話もあるが、「コミュニティを一律に定義することは困難」である。「あり方や位置付けについて定義することも困難である」ので、あえてその困難なことをここで書く必要はない。もし書くとすれば、1 班では話し合いをするときに宿題にしたが、もし書くとすれば、コミュニティというものがどういうものかはわからないが、「その重要性を書いて、その形成についてはこれを保障する」と、なおかつ、「自主性と自立性を尊重する」ということを書けばよいのではないかと。もし、これが書いてなければ、余計なものをつくるな、といって行政から圧力がくると困る、というようなことがある。 ・ 集合罪（共謀罪）の話にも関わるが、変なものつくって集合罪が適用されてどんどんやられたら、コミュニティなんてものは全くなくなるわけである。そのことからいうと、「形成を保障する」、「自主性、自立性を尊重する」という部分で書いたらよいと、今思った。

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
↓ コミュニティ			2	・ 2 班としてもいろいろ検討したが、あくまでも向こう三軒というが、向こう 5 軒でも 10 軒でもいい、要するに、「日常お互いに手を取り合っていける塊」というか、そういうもので町内会が作られたわけであり、さらにその輪を大きくして、さらにまた大きくして、市というものが成り立っているのではないか。であるから、目的別の NPO があってもよいし、あるいはそれぞれの違ったサークルがあってもよい。「集まりそのものを皆全て」コミュニティと言ってもよいのではないか。
			3	・ 4 班がおっしゃったのは当然だと思う。まちづくりの担い手は何かというときに、出てくるのはコミュニティという言葉であるが、その言葉の中には、先ほど言われましたように、いろんな、「縦型」も「横型」もある。そういうものを含めたコミュニティであると 3 班では思っている。そういう意味では、4 班に対して賛成である。
市の責務 ↓	1	・ 「市民参加・参画」、「住民投票制度」、「情報」など全ての裏返しであり、反対側の行政側から見ると「市の責務」ということである。そういうことできちんと押さえる必要がある。少なくとも、「市民参加・参画」という市民の権利を担保するための条文が必要である。 ・ 行政は「市民から信託を受けている」ということからいうと、市民の意向を把握する仕組みをつくること、これは当然市の責務である。 ・ 行政がやったことについて、PDCA【plan（立案・計画）, do（実施）, check（検証・評価）, action（改善・見直し）】を市民に公表する。これも当然のことであり、しっかり書いてほしい。		
	2	・ タタキ台に書いてあるとおりでよい。 ・ 必ず「現場をみて」設計なり、あるいは 1 班が言ったように PDCA を必ずやってサイクルを繰り返さないと、計画しっぱなし、仕事しっぱなし、反省もなく、次の段階へステップしていかない、ということになるのではないか。		
	3	・ 市が、市民を決して公平に扱っていないのではないか、という不公平感を持っている人が多い。わかりやすく言うと、一市民が言った場合と、町内会長が言った場合、議員が言った場合、同じことを言ったとしてもたぶん取り上げ方が違う。それではいけない。行政職員は真摯に受け止めてほしい。しかし、なんでもかんでも言うことを聴けばいいということではない。 ・ 経営責任についてだいが議論してきた。行政にも当然、経営責任がある。特に、後の世代に負の遺産を残すようなことをやってはいけない。行政に対しても経営責任を持った行政運営をしてほしい。そういう気持ちがあって、その辺を我々はずっと議論してきた。		
	4			
	5	・ 「公平」という言葉で書かれているが、どちらかというと「公正」な対応が必要ではないか。 ・ 「自主的な活動をするコミュニティや団体をサポートすべき」ということが盛り込まれたほうがよい。現状では無理にやらせてしまっているようなことがないのか、反省やチェックをすべき。 ・ 「声なき声」を汲み上げる仕組みも必要である。 ・ 「行政と市民が対等である」ことが大前提であり、これを盛り込めないか。（市民の権利にもかぶる）		

大 項 目	各 班 の 意 見		意 見 交 換	
	班	意見の内容	班	意見の内容
↓ 市の責務	6	・ 今までにたくさん挙がっているものをこれだけまとめてあるが、例えばタタキ台左の一番上の「市政に関する情報を公開しなければならない」というのは、「情報」の項目にあるわけだから、特に挙げないで、ダブらないようにしたらどうか。 ・ 「経営責任」は「財政責任」のほうがはっきりするのではないか、という意見と、最近では「経営」という言葉なのではないか、という意見があり、これは保留してある。皆さんのお考えをお聴きしたい。 ・ 「市民の声を市政に反映させる」や「専門的知識を持つ職員を養成しなければならない」は、6班からも出ていた意見の一つである。		
(その他)	4	・ ここに載っていない、その前の原則として我々の班として一番大事にしているのは、「ユニバーサルデザインの考え方」をしっかりと条例全体に通していく、ということで考えており、あらゆる障壁をなくしたような、そういう形の市が出来上がってほしい、ということろを盛り込んでいくということで考えている。	6	・ 「ユニバーサルデザイン」ということをおっしゃった班（4班）があった。「ユニバーサルデザイン」については具体的に説明がなかったので私にもわかりにくい。もう少し具体化して説明してほしい。（「ユニバーサルデザイン」の考え方について）
			4	・ 上越市にはそもそも「人にやさしいまちづくり条例」というのがあり、それにもとづいてまちをつくっていかう、というのがあるが、では「人にやさしいまちづくり」を進めるにはどうしたらいいのか、ということで考えたのが、「ユニバーサルデザイン」という考え方をういて様々な事業をやっていかう、その結果として「人にやさしいまちづくり」につなげていかう、ということである。 ・ そのときに、「ユニバーサルデザインとは」と言ったときに、もちろん障害のある方や高齢者の方ももちろんであるが、例えば、妊婦さん、お子さんがお腹の中におられるお方や、子ども連れの方や、重たい荷物を持ってらっしゃる方や、そういうふうにならかのバリア、障害を持っておられる方の障害を取り除いていけるように、心を砕いていくというか、そういう思いやりを持ちながら、まちづくりだけではなく、全てのことを進めていかう、ということで、「バリアフリーよりも一歩進んだ考え方」ということで今言われている。 ・ それがもうハードだけではなくて、普通の事業面にも「ユニバーサルデザイン」の考え方を進めていかう、ということで、今上越市で進めている。
	5	・ 市民、議会、行政がそれぞれ「まちづくりに対しての責任の取り方を明確にしていく」ということができるかということも、考え方として盛り込んでみてはどうか。		